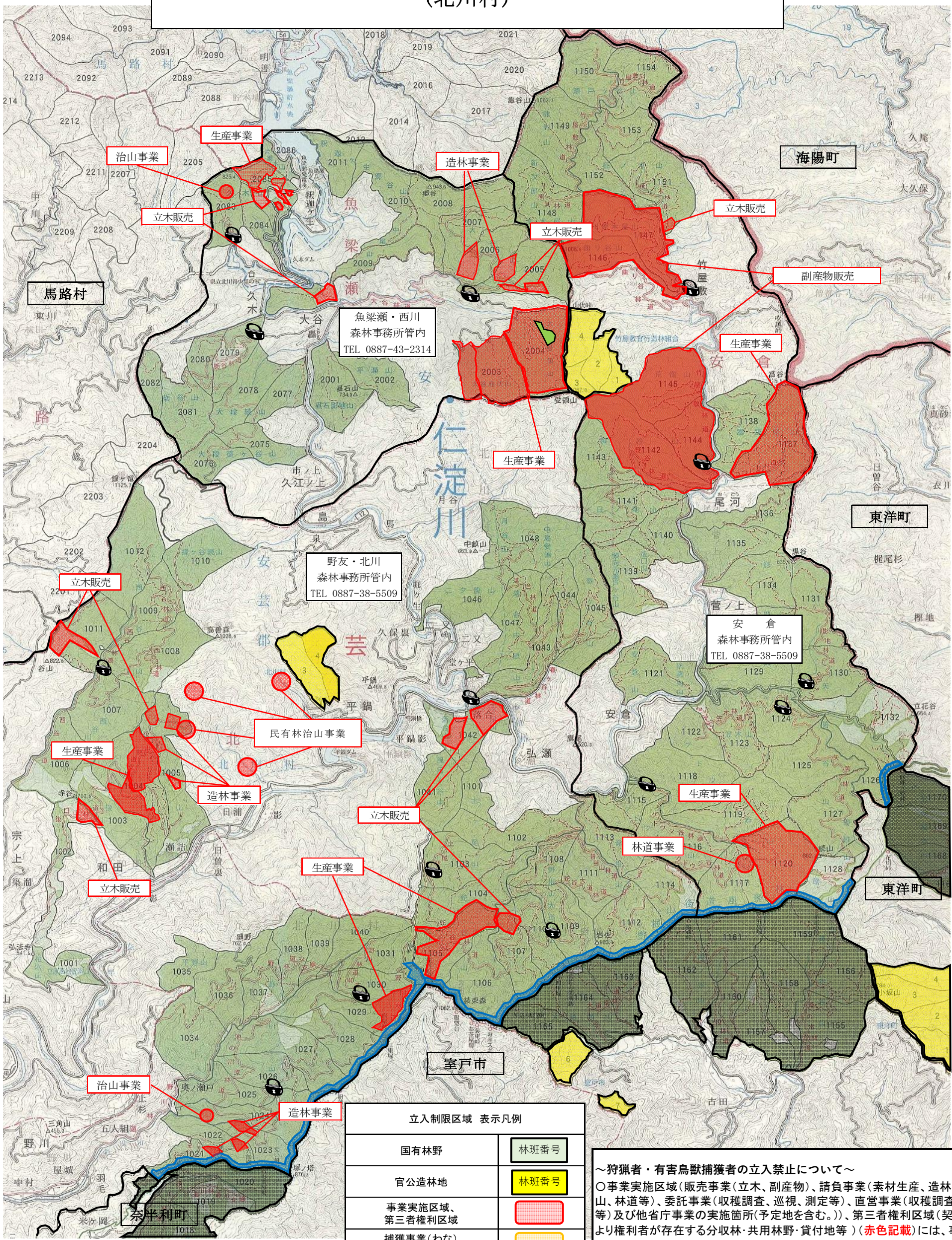
# 令和8年度　安芸森林管理署　立入制限区域図（R8.10更新）
## （銃器の使用を制限する区域図を兼ねる）
## （北川村）




| 立入制限区域　表示凡例 | |
|---|---|
| 国有林野 | 林班番号 |
| 官公造林地 | 林班番号 |
| 事業実施区域、第三者権利区域 | |
| 捕獲事業（わな）実施区域 | |
| 一般利用区域 | |
| 鳥獣保護区 | |
| 図面参照区域外 | |
| 林道ゲート箇所 | |

**～狩猟者・有害鳥獣捕獲者の立入禁止について～**

○事業実施区域（販売事業（立木、副産物）、請負事業（素材生産、造林、治山、林道等）、委託事業（収穫調査、巡視、測定等）、直営事業（収穫調査、巡視等）及び他省庁事業の実施箇所(予定地を含む。)）、第三者権利区域（契約等により権利者が存在する分収林･共用林野･貸付地等 ）（**赤色記載**）には、事故防止の観点から関係者以外の立ち入りを制限しています。

○捕獲事業（わな）実施区域（**オレンジ色記載**）には、事故防止の観点から関係者以外の立ち入りを制限しています。

○一般利用区域（レクリエーションの森等）（**青色記載**）には、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした立ち入りを禁止しています。その他、一般者の森林利用が見込まれる登山道、遊歩道、林道についても、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした立ち入りを禁止しています。